

## 台北市による歴史的建造物の再利用方策に関する研究 —台北市文化局所有建造物の事例に見る空間と運営の評価—

### The Revitalization of Historical Buildings

—Case study of Historical Buildings belonged to Department of Cultural Affairs Taipei city government—  
56833 楊 恵亘

Taipei city government emphasizes the revitalization of the historical buildings in recent years. There are some problems that may let these places unsustainable. In this study, the focuses are on the spaces and the administration to find the relationship between these two phases and the problems. This study shows that the government do not have comprehensive plan for each levels of the historical buildings, and the measures of the revitalization has a problem of subsidy that make more historical buildings become facadism. Consequently, this phenomenon would lead the high level of the historical places to loose their meanings. Therefore, this study suggests that the higher level of the historical buildings should spread the important meanings of themselves to people, so, the revitalization might focus on the cultural usage rather than the commercial usage, and these cases should be managed by government rather than the private groups as present. The lower level historical buildings might be freer and could be sold to the private groups with certain conditions to prevent the facadism. Finally, the private interests of lower level historical buildings should give feedback to the government. These interests can be used to sustain the higher level historical buildings for a longer time.

## 0 序章

### 0.1 研究背景

台湾では十数年前から、文化遺産地区周辺の商業的利用が進み、乱開発が指摘され始めている。台湾では文化遺産の保護活動は 20 年ほど前から行われているが、まだ市民レベルに浸透しているとはいえない。この数十年の間に、様々な保全計画が立てられてきた。台湾における歴史的環境の保全に関する現行制度は、主に文化資産保存法によって、「古跡」、「歴史建築」あるいは「保存区」の指定などを行うものである。しかし、それらの関連制度がまだ十分に整備されていないため、近年都市計画制度などを用いた保全事例が増えてきている。(林, 2005) 今、台湾の都市にとって、都市保全計画は重要な課題である。

都市保全計画の中では、単純な建物や空間の保存ではなく、人々が再利用出来る空間も注目されている。ただの鑑賞的な空間から、人々の利用とともに歴史を続ける計画は続々とたてられた。国連の持続発展部 (United Nations - Division of Sustainable Development) の Agenda21 (2002) で、これからの世紀は「持続性がある建築業の発展」を行うという方針を立てた。そして、「住民参加を通して公共サービスの必要調査、都市の基礎施設の提供、福祉施設の増加、古い建築物の保全、地方の歴史性」など、持続できるような都市を作る方針がある。そこで、古い空間を再利用、そして、持続することは 21 世紀の一つの目標ではないかと考えている。本研究は上記の背景で行った。

### 0.2 研究の問題意識と目的

台北市では、空間再利用のことが活発化している。大量の改修費をかけた様々な再利用空間はこの五年以来民間企業に委託経営の形式で運営し始めた。はじめたばかりであるが、ある空間はもう「入りにくい」ことや「客が少ない」という問題が出てきた。これらの空間はこれから持続できない可能性がある。そのような中で、調査で下記の問題を発見した。

1. 経営団体の経営状況がうまく行っていなかった。
2. 適正的な空間を提供していなかった。歴史的な建造物であるのに、歴史的価値が軽視されている。

本研究は、現在の再利用空間の現状と以上の二つの問題を解決することを目的とする。これのために、先に台湾の事例から、再利用方策における視点を探す。事例の現状のハード面とソフト面から調査する。調査の手法は文献調査、現地調査の後、行政から事例の運営状況、或は契約資料を調査している。そして、調査した資料を整理して、現在の台北市行政所有、民間委託経営の再利用の問題を解決できるような提案及びアドバイスを出す

### 0.3 研究対象

今回の研究対象は、文化局が所有し、民間に委託経営する 12 の事例である。理由は

1. 台湾では政府所有の再利用事例が圧倒的に多い。
2. これから、同様の経営形態式による事例が大幅に増えることが予想される。

表 0-1 研究対象

文化財レベル	場所	文化財レベル	場所
古跡	台北故事館	歴史建物	草山行館
	紫籐廬	記念性建物	林語堂故居
	蔡瑞月舞蹈研究所		錢穆故居
紅樓劇場	未指定	牯嶺街小劇場	
	台北之家		
	台北当代芸術館		市長官邸芸文沙龍 台北国際芸術村

### 0.4 既往研究

呉氏は、台湾の文化財の指定と再利用は実は特定の個人々の価値観から行われていると主張している。

黄氏は、経済的に自立するために、古跡が商品化していると主張している。

郭氏は、再利用のプロセスが古跡の修復と再利用を同時に考えるべきであると主張している。

蘇氏は委託経営システムの問題は主に経営団体と文化局と間の問題を出ることを明らかにした。基本的な問題は 1. 上下関係 2. 補助が十分ではない。3. インフォメーションが充実ではない。4. 契約の 9 年制限に

として不満。5. 営業面積を増やしたい。の5点である。

## 1 台湾の歴史建造物の再利用方策における視点と枠組み

### 1.1 台湾の文化財制度

第2次世界戦争後、台湾の古跡政策は基本的に日本時代に制定された『史蹟名勝天然紀念物保存法』(1929)そして、国民党が中国大陸で制定した『古物保存法』(1930)などが基礎となった。1982年に、文化資産保存法が制定され、2005年2月に修正された。文化資産保存法は文化資産というものは、歴史的、文化的、芸術的、科学的に価値があり、指定或は登録された資産であると述べている。資産とは古跡、歴史建築、集落、遺址、文化景観、伝統芸術、民俗と関連がある文物、古物と自然地景(ランドスケープ)である。

### 1.2 台湾再利用事例の現状

台湾の歴史的な空間活用は、実際に何年からは明確でない。しかし、文献から見ると、1997年に、芸術家が元「台北第一酒工場」を占領し、「華山芸文特区促進会」を成立した後に、連続的に古い酒工場で芸文活動を開催したのが最も早い。当時、これらの活動を開催した人々は「国の財産を占領する」ということで逮捕された。しかし、このとき初めて、世間一般の人々にも空間再利用という意識が注目されたのである。2000年に、行政院文化建設委員会は正式に「放置された空間の再利用」を年度の重大目標として制定した。最初調査の段階で、多くの低利用空間が特定された。そして、行政院文化建設委員会も積極的に五つの「文化創意産業園区」を計画した。主に台湾にある古い酒工場である。これ以後、空間の再利用活用は活発な展開をみせている。ここで、『台湾の再生空間 遠足文化 2004.06』と『文建会網路学院 CASE 智庫 2<文化創意産業> 行政院文化建設委員会 2004.09』二冊の本から52事例を集めて、分析し、再利用事例を見る視点を探す。以下の三つの側面から、再利用事例を分析する。

### 1.3 空間歴史面

建造物の再利用は最初の問題は空間的なことである。この建造物の文化財レベル、或は空間の外観、内部空間に関することである。この面の下にも三つの分類に分けられる。

- ①文化財レベル：「文化資産保存法」によると、建造物の文化財レベルが決められる。ここで、一番制限が高いのは「古跡」で、次は「曆地建築」。そして「記念性建築」で、最後は「未指定」という四つのレベルがある。前の三つの分類方法は以下の表の通りである。  
52の事例の中では古跡は18ヶ所で、歴史建築は7ヶ所で、記念性建築は3ヶ所で、未指定は24ヶ所である。
- ②外観：ここで「外観の保存」、「元の外観の上に新しいデザイン」と「自由」という三つのタイプが分けられる。
- ③内部空間：ここで「空間配置保存」、「元の配置を中心に改修」と「全般的に変更」という三つの

タイプで分けられる。

表 1-1 文化財レベルの比較表

文化財レベル	古跡	歴史建築	記念性建築 台北市のみ
指定・登録	指定	登録	指定
依存法律	文化資産保存法 1982年から	文化資産保存法 (2000年修正以後)	「台北市市定古跡と記念性建築物指定作業要点」 1997年~2000年
定義	文化資産保存法第3条第2款：古跡；本法による、公告された古い建築物、伝統集落、古い市街地、考古遺址と他の歴史文化的な遺跡。	古跡に指定されていなかったが、歴史的、文化的な価値がある古い建築物、伝統集落、古い市街地と他の歴史文化的な遺跡。	古跡に指定されてなかったが、都市発展、政治、文化、宗教、経済建設方面が記念性がある人、こと、物は記念性建築物に指定する。
外観制限	基本的に元の様子(再利用の為に、許可がもらえばいい)	外観変更可能(主管機関同意)	なし(当時) 外観制限なし(現在)
内部空間制限	基本的に元の様子(再利用の為に、許可がもらえばいい)	内部空間変更可能(主管機関同意)	なし(2000年前) 制限なし(現在)
税金	税金免除があり	税金免除があり	なし
容積転移	容積転移について賠償の制度があり	賠償の制度なし	なし

### 1.4 運営面

- ①コンテンツ：52の例は全部文化芸術的な活動が導入されている。「元のコンテンツの延伸」、「建物、空間の歴史性を反映したコンテンツ」と「全く新しいコンテンツ」三つのタイプが分けられる。
- ②管理運営面：「政府所有、政府管理」、「政府所有、民間管理」、「民間所有、民間管理」と「民間所有、政府管理」四つのタイプがある。結果は「政府所有、政府管理」は51%で、「政府所有、民間管理」は29%で、「民間所有、民間管理」は18%で、「民間所有、政府管理」は2%である。
- ③コンテンツの組み合わせ：「文化的な利用を中心する空間」と「商業的な利用を中心する空間」二つのタイプに分けられる。

### 1.5 まちづくり、都市計画面

- ①周辺との関係性：「都心・商業地区」と「郊外・住宅地区」という二つのタイプがある。
- ②利用者層：利用者は「観光客・全市民」と「コミュニティ・地方」の二つに分けられる。

## 2 台北市の都市計画と文化政策の変遷

### 2.1 台北市の都市計画政策の変遷

台北市の総面積：27,200 Ha  
 地形：盆地、全市1/2は山  
 人口：約263万人(2003)  
 人が住み始めた年代：1871以後  
 台北という名前：1875  
 建設し始めた年：1884

#### 都市発展の五つの時期

1. 清朝まで一建設は遅く、本格的な建設は1884年劉銘伝を派遣してからである。劉氏は台北に駐屯し、台北府城で精力的に行動した。劉氏は台北の道路舗装や街路灯の設置、また、大稲埕を商業の中心に据え、とくに1887年の街並みを整備するため、亭仔脚(アーケード)の設置を決め

- ていた。1894年清朝は日本に敗北した。
2. 日本統治時期—台北市が速いスピードで基盤事業をした。けれども、日本思想を早く台湾人に受け入れられるよう、この時期大量の中国式建築が撤去され、日本式洋風建築が導入された。
  3. 戦後から1968年前後—基本的な都市計画は日本時代と同じ軸である。そして、特定地区の発展が活発化していた。
  4. 1968年から1990年代—台北市は現代都市を目指すために、保存より、開発優先にした時期である。
  5. 1990年代から現代—台北市の都市建設目標は「自然と共に生きられる都市、都市更新、都市公共空間活化、歴史建築発展、市民参加」である。

## 2.2 台北市の文化政策

### 文化政策の四つの時期

1. 日本統治時期—日本が積極的に台湾に日本文化を導入する。
2. 戦後から1970年代初期まで—地方は建設発展を中心に、文化政策は国の「中華文化を宣伝する」の方策が主導していた。
3. 1970年代から1990年初期—台北市が首都で、省轄市から院轄市になった。この時期の目標は「中華文化の現代都市」であった。内容は中華文化を薄く、現代的なデリケートで、カジュアルな消費、ハードの建設、国際的な都市を目指すという目標であった。
4. 1990年半ばから現在—台北市の文化政策は地域性、芸術文化を発展する、そして大量な歴史古跡指定し、空間開放ということであった。1999年に文化局成立—歴史芸術は更に大衆消費文化に変更した。

## 2.3 台北市再利用計画の経緯

台北市文化局は1999年11月6日に設立された。設立の主旨は「文化が生活の中に浸透する」、「伝統から現代に出る」、「地域から国際に向う」である。台北市の文化局は台湾の行政機関の中で一番目に文化を任務として行政である。「市民の文化局」と「指導ではなくサポートする文化局」という目標を狙っている。

文化局が設立した後、様々な部署に散らばっていたケースが全て文化局に集められた。これらは主に、元民政局の事業と都市発展局の事業であった。このため、文化局は速いスピードで、再利用事例を検討することができた。文化財の改修や認定などの作業が始まって、一番早く関わった事例は「紫籐廬」であった。これは土地所有権から、展開した事例であった。当時、「紫籐廬」の所有機関「基隆税関署」が土地と建造物を回収する予定であった。1997年、紫籐廬の所有者—財政部基隆税関は国有地として回収することを要求した。当時台北市の中で、文化財として、保全を求める声が上がってきた。台北市政府はこの場所はたくさんの文化人、芸術家、社会運動革命家を育て文化と政治運動の控え室の役割を果たしてきたことで、同年の7月に、台北市によって最も早く指定された古跡の一つである。1999年12月、裁判所がこの場所の所有権は基隆税関

局にあると認定した。2003年3月6日の前に、基隆税関局は強制回収することになった。しかし、当時台北市文化局局長—龍応台は積極的に国家所有財産局に管理の要望を提出し、所有権は国家所有財産局から条件なしで、台北市政府に移動することを要求した。そして、土地利用は元の住宅地から文化施設用地に変更された。

再利用の事例は「当代芸術館」から議論が始まった。2000年、当時の市長陳水扁氏により、「元台北市政府」という建造物を保存し、台北市第二美術館として使う指示が出された。

委託経営システムは文化局の年表から見ると、最初の民間組織に委託経営した事例は2000年の11月であった。これは「市長官邸芸文沙龍」の委託ということであった。委託された組織は現在同様「時報育樂株式会社」という新聞業である。その後は台北当代芸術館の委託経営で、補助があるという委託経営形式の第一例である。

現在、再利用事例は経営手法から大きく二つに分けられる。一つは文化局所有と経営で、もう一つは文化局所有そして民間経営というタイプである。更に民間経営は細かく二つに分けられる。一つは毎年文化局から補助がもらえるタイプで、もう一つは経営の益損が全て自己負担のタイプである。補助の有無は文化局が委託経営団体を募集する前に、再利用事例の立地、交通の便利性、コンテンツの受け入れ制について、補助が必要と認定するなら、フロア総面積により、基本的な支出を補助する。毎年の補助費は、やはり約4,500万円にも達している。これらの経営団体にもし利益があれば、利益に応じた回饋金を文化局に戻すということになっている。

表2-1 台北市文化局所有、民間委託経営再利用空間リスト

経営条件	場所	経営団体性質
自行負担	市長官邸芸文沙龍	新聞業
	台北之家	芸術業
	台北故事館	法律業
	紅樓劇場	芸術業
	牯嶺街小劇場	芸術業
補助あり	紫籐廬	教育業
	林語堂故居	教育業
	台北当代芸術館	芸術業
	台北国際芸術村	教育業
	錢穆故居	教育業
	草山行館	教育業

## 3 台北市における歴史的建造物再利用方策の現状

### 3.1 12の再利用事例の整理

ここでは12の研究対象について調査した資料を整理する。第一章の三つの視点から分析する。

1. 空間歴史面
  - [文化財レベル]
  - [歴史概要]—事例の簡単な歴史と再利用プロセスの紹介
  - [建造物の変遷]—文献や調査から事例の空間の外観、外部空間と内部空間の変遷
2. 運営面
  - [活動の変遷]—再利用建造物のコンテンツ変遷「ハード面」

[空間計画]—建造物の空間の利用状況（五つの性質の空間を分ける）

「ソフト面」

[解説施設]—再利用事例の解説施設の現状

[パンフレット]—パンフレットの内容

[経営団体（契約期間）]—経営団体と契約状況

[契約内容]—契約内容の整理

[財源]—資金を集める方法

[還元金について]—文化局との還元金の関係

[2002～2005年の収益状況]

### 3. まちづくり、都市計画面

[立地]—周辺の土地利用とアクセスの状況

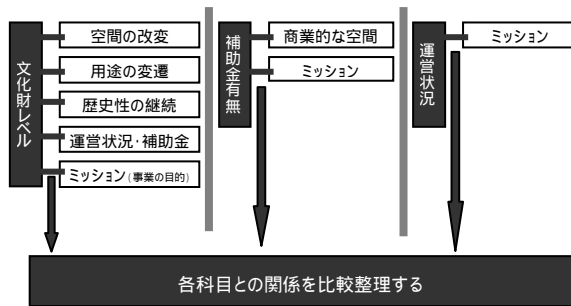
## 3.2 12の再利用事例の総合的な整理

3.1の資料を表にする。

## 4 台北市文化局所有建造物の事例に見る空間と運営の評価

### 4.1 台北市文化局所有建造物の事例の分析と評価

3.2に整理した資料は、どのような関連があるのか、整理したい。本論文が評価したいのは歴史的建造物再利用の空間と運営の方面である。そこで現状の空間面と運営面の関係から分析したい。12の事例資料を以下の分析方法の通り比較する。



比較の結果は以下の通りである。

文化財レベル	問わずに、 高いところでは、 高いところでは、 高いところでは、 高いところでは、	外観保存 外部、内部空間を改変 コンテンツを改変 運営の補助金がない 維持し辛い単一的な文化芸術というミッション
金補助	ないところでは、 ないところでは、	大量な商業施設が導入された 維持し辛い単一的な文化芸術というミッション
運営状況	よいところは、	総合的な文化芸術というミッション

## 4.2 台北市文化局所有建造物の考察

### 4.2.1

**問題 1:** 現在の委託経営は経営団体の挙げた純利益の一部が文化局に還元されることで持続性を担保している。しかし、この制度が始まってから既に五年も経過しているものの、毎年の経営団体の経営状況は厳しいため、還元金も少

なく、よって、これから、再利用された建造物は持続しにくくなることが予想される。

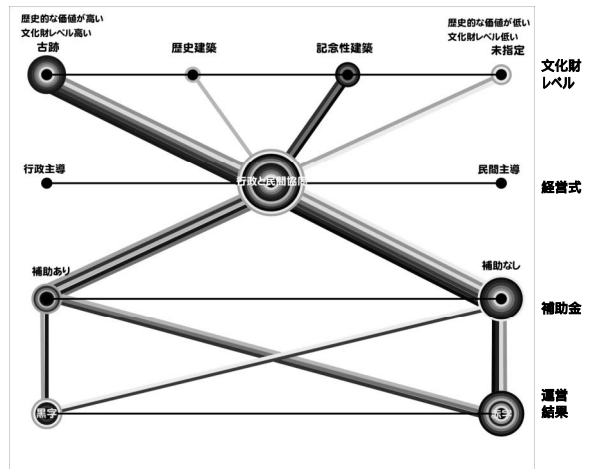


図 4-1 運営に対する問題点の分析図

現在、文化局所有、民間に委託経営する建造物の事例は、補助がありとなしの二つで仕組みを分けている。文化局は各事例が自立できることを期待している。委託団体を募集する前に、まず、この再利用の事例の各条件から見て、補助が出る。或は、美術館で、資金をたくさん必要な場合も、補助が出る。

現在運営状況がうまく行っているところは四ヶ所のみである。還元で文化局に戻るお金は少ないというといえる。

**問題 2:** 現在の再利用事例は新たな用途を重視しているため、歴史と文化的な価値がある建造物の使命が弱くなってきている。これは歴史的建造物の再利用の側面から考えると、問題がある。

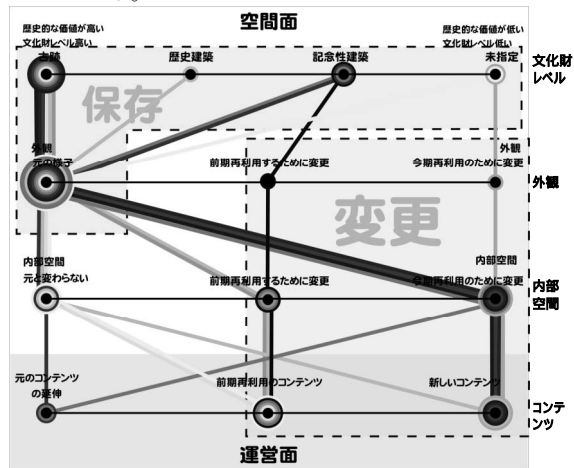


図 4-2 空間面に対する問題点の分析図

4.1の分析から見ると、台北市文化局所有、民間委託経営する再利用事例たちは文化財レベルを問わずに、建造物の外観は基本的に元の様子を守っているが、内部の空間は重視していなかった。特に、文化財レベルが高いところは内部を変更したところが多い。更に、コンテンツを見ると、新しいコンテンツを導入した事

例が多い。経営者は、導入されたコンテンツのことに  
ついて、こう語った。「各事例だけを考えていて、関  
連性がないし、導入されたコンテンツは主管の人の思  
いつきにより、一般市民との期待しているコンテンツ  
が大きく外れている。」歴史的な建造物は現在市民の  
中である程度の思いが残っている。再利用のときは、  
この部分を無視して、新しいコンテンツを導入するの  
は、利用者にとっては、受け入れ辛いと考えられる。  
更に、古跡に指定された文化財がこの文化財について  
知識を伝える空間の設置が少ない。

要するに、この12の事例には「表層化」という問題  
がある。これは、文化財が外観を守っていたが、内部  
の空間或はコンテンツを尊重していなかったというこ  
とである。12の事例の中で、特に文化財レベルが高  
いところで表層化の問題が深刻化している。

#### 4.2.2 運営面の考察

既往研究と様々な文献から「委託経営」という経営  
方式を理解した。経営者が考えている制度的問題は、  
大体コミュニケーションの問題である。文化局の窓口  
が専門的な能力不足であると批判されたが、筆者は経  
営戦略専門の局員がいないので、経営者とうまく調整  
できないのではないかと。

現在、再利用の事例は各事例を別々に考えているが、  
実際に台北市の全体を戦略的に考えなければならない  
。

そして、もっと大きい問題がある。それは、同一の  
経営団体は最も長くても、9年のみ該当場所を経営す  
る。期間が過ぎたら、経営団体が換わらなければならない。  
この影響により、経営団体のモチベーションが  
低くなったという理由があるからである。例えば、運  
営がうまくいっている台北当代美術館が、美術館であ  
るのに、固定資産、或は所蔵の芸術品を投資しないこ  
とにした。原因としては、この9年間に買った資産が  
全部文化局所有になるということである。

ほぼ全部の事例の契約は文化局が主導しており、経  
営団体はこれについて不満を持っている。契約内容は  
文化局からの視点が強い。経営団体が望んでいる平等  
的な関係は、達成しにくい。これからの提案はこの問  
題も含んで考えるべきである。

コンテンツの組み合わせから見ると、12の事例の中  
で、商業的な空間と歴史的な空間の割合は二種類に分  
けられている。一つは商業的な空間であり相対的に多  
い。もう一つは歴史的な空間が相対的に多い。両タイ  
プの空間のバランスが取りにくい。そして、文化財レ  
ベルが高いところは、損益が自己負担のために、商業  
的な空間が相対的に多いタイプが多いが、うまく行か  
なかったところが多い。

### 4.3 台北市文化局所有再利用方策について提案

#### 4.3.1 空間歴史面と運営面に対するアドバイス

4.2で考察した台北市文化局所有の再利用の事例か  
ら見ると問題はいくつかあり、それを解決するために、  
これからの文化局の再利用方策について提案したい。

4.2.2で文化財のレベルが高いところは逆に表層化  
の現象がひどく、運営状況も商業施設が多くなったが、  
うまくいっているところが少ない。要するに、この再  
利用した事例が、商業的な活用するよりも持続する可

能性が高くなるわけではないということが考えられ  
る。

これからの再利用方策について、如何に行えばよい  
のかを、下記のように提案したい。

再利用の建造物はまず、この建造物の歴史と文化的  
な価値が評価される。そこで、文化的な使命は文化財  
レベルの低いところと比べると重くなるはずである。  
より人に知られるべきだし、より人に歴史的な事実を  
伝えるべきだろう。逆に、文化財レベルのそんなに高  
くないところに、より自由に利用してほしい。別の文  
化的なことだけではなく、よりバリエーションが多い  
ほうがよいと考える。

よいそこで、これから台北市が所有する建造物の再  
利用方策は以下の通り提案する。

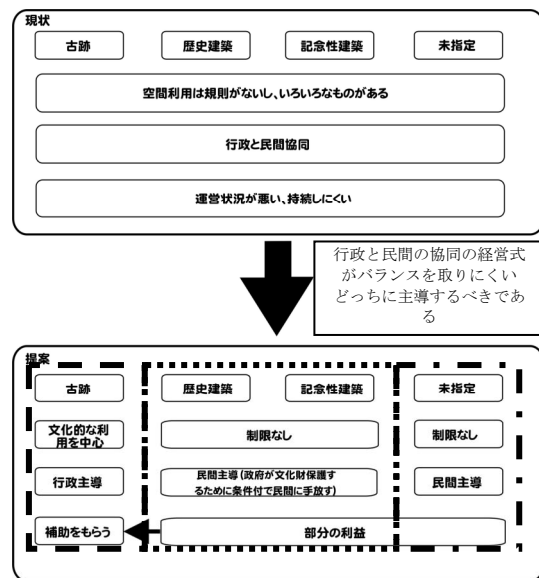


図 4-3 現状と提案の比較図

1. 文化財レベルが高いところ（古跡）であれば、歴  
史文化的な使命を優先し、経営方式も、現在のパ  
ートナーシップから、行政が主導的な方のほう  
がいいと考えている。歴史文化的な価値がある  
ところで、元々、儲けるための場所ではないと  
考えている。公共的な施設として、利用者に歴  
史文化的な知識を伝えるような空間を作るべき  
である。
2. 文化財レベルがそんなに高くないところであ  
れば（歴史建築、記念性建築）再利用するとき、条  
件付で民間企業を売却する、或は、長期貸切す  
る。所有者や主導者が民間に変わって、より自  
由に利用できると考えている。ここの条件とい  
うのは、ここは文化財レベルがそんなに高くない  
が、ある程度の価値が認められる。これから  
時間が経つと、文化財レベル高いほうが認定さ  
れると考えられる。そこで、「表層化」をしない  
ように、文化局が売却する、或は、貸せるとき  
、まず、この建造物の外観は基本的に変化させ  
ないほうがよい。次に、内部の空間が重要なこ  
と（ファサード、意義がある空間、工法）を売却（貸  
し出し）の条件として、民間に手放す。  
この提案によると、まず、文化局との間の関係

は現状の不平等な契約関係から、開放される。そして、所有者が民間企業に変更すると、行政が所有者ではないから、一般市民的な活動や公開性のプレッシャーが少なくなる。任務が少なくなり、利用方式がもっと多くなると考えている。

3. 文化財が指定されてなかったところは、制限が少ないので、自由に利用できる。民間企業により管理を推進したほうがよいと考えるが、文化局のほうが、もし、他の文化的な活動資金などの財源として、収入したい場合は、これらの再利用でも、利用できると考えられる。

#### 4.3.2 運営面に対するアドバイス

4. 運営面のみのお話であれば文化局に戦略的な人材が必要で、現状は個別の事例の戦略のみ、本研究が出した提案はかなり個別化する可能性があるため、これから再利用事例全般的な戦略が必要だと考えられる。
5. これから再利用を考えるときに、すぐに単一的な文化芸術のコンテンツを絞らないほうがよい。広げたいコンテンツを中心として、他にも別の活動やコンテンツを一緒にすることはよいと考えている。
6. テーマ方式の再利用はよいが、テーマを決める方法は文化局の独断ではなくて、より市民が期待しているような活動、或は、現在市民の中の記憶を尊重したほうがよいと考える。

#### 4.3.3 まちづくり、都市計画に対する提案

7. 再利用の最後の段階は立地を考えるべきである。この建造物が都心、商業地区、交通の便利なところに立地するならば、この建造物再利用後の利用人数は多い。そこで、この再利用された建造物のターゲットは広めにセッティングできる。逆に、この建造物が郊外、住宅地区、交通不便なところであれば、利用者は前者と比べ、少なくなるし、開放的な施設より、地元を中心に考え、地方的な利用をしたほうがよいと考えられる。

## 5 結

### 5.1 台北市再利用方策の問題点

12 の事例を考察した後に、台北市文化局所有民間経営の再利用事例は二つの問題点があることが分かった。一つは各団体が毎年の運営状況により、還元金を文化局に還元する点である。このシステムは元々、うまく働く予想されたが、5年経ったが、現在持続できない状況になってきた。もう一つは、再利用された事例は、①文化財のレベルを問わずに、ただ立地、再利用の性質を基準として、補助の有無を決める点である。②分析により、この12の事例は文化財のレベルが高いところが自立するために、大量な商業的な施設を導入した。そのため、元の歴史的な価値は完全になくなった。内部の空間は文化局が設定した元の用途と違う新しいコンテンツをあわせるために、大量に改修した。③文化財レベルが高いところの解説施設はあまりうまくできていなかった。この三つの原因で、「表層化」

の現象が明らかになった。再利用された文化財の歴史文化的な価値があるものの、その価値を伝える使命が弱くなってきている。

### 5.2 台北市再利用方策の問題点を解決する提案

この二つの問題について、再利用の方策を提案する。現在の再利用の問題を中心に解決する方策は、以下のようである。文化財のレベルが高いところ(古跡)は歴史文化的な価値があるので、外観が守るべき上(法律上)内部の空間もあまり変更しないほうがよい。再利用のコンテンツは元のコンテンツから検討したほうがよい。経営は現在の共同作業より、行政主導にしたほうがよい。文化財レベルが低いところ(歴史建築と記念性建築)は条件付で、民間を手放して、経営は全て民間を主導する。最後に、未指定の所、ただ古いのみのお話であれば、完全に民間が自由に利用する。そして、民間を主導する部分の利益は行政(文化局)に還元する。行政はこれを利用して、文化財レベルの高いところ(古跡)をサポートする。この提案は二つの問題を同時に解決できる方法の一つである。

### 5.3 今後の研究課題と展開

本論文では、「台湾の文化財指定」の基準という部分が議論できなかった。現在台湾の文化財認定するシステムはまだ未成熟なので、現在古跡、歴史建築に指定されたところの価値は少数の人の価値観による。これは本当に古跡の価値があるのか。また、この建造物は実はとても価値があるものが、ただの歴史建築に認定される。この問題について、もっと深く議論できると考えられる。

今回は台北市だけの再利用方策について研究した。調査によると、台湾の方法は基本的には行政が主導しており、行政と民間の協同経営の形式も最もあるところである。そこで、今回の台北市の再利用の方策に関する結論は、台湾の再利用方策にとって、ある程度の参考に来ると考えられる。しかし、より他の国、行政の再利用方策について比較すれば、よりよい方策が提案できると考えられる。今後、この方面について、期待できる。

## 参考文献

- 01) 林美吟：台北市大稻埕地区における歴史的環境保全計画に関する研究、三重大学大学院工学研究科、2005
- 02) 廖慧萍：公有閒置空間再利用評估模式之研究、朝陽科技大學、2003
- 03) 蘇秀梅：歴史空間再現之研究—以臺南市日治時期末廣町為例、國立成功大學、2001
- 04) 台湾行政院文化建設委員会：台湾驚艷—跨世紀文化風華 2004年
- 05) 台北・國際社區規劃論壇論文集 2005.10
- 06) 蘇慶豐、丘昌泰：臺北市公有閒置空間委外經營模式之研究—以臺北市政府文化局所屬藝文館所為例 国立台北大学 2004
- 07) 李宜君：台湾の再生空間 2004
- 08) 台湾行政院文化建設委員会：文化創意産業 2004年
- 09) 行政院文化建設委員会：歴史建築-保存・維護・再利用-執行手冊 2004.12
- 10) 台北市政府都市發展局：城市的歷史魅力
- 11) 台北市政府都市發展局：台北市都市計画事典 1995.6
- 12) 李乾朗など：台北古跡 遠流出版社 2004
- 13) 李永豐、陳其南：劇場開門 紅樓有夢—紅樓劇場古跡再利用執行報告 國立臺北藝術大學 2003
- 14) 吳梵璋、劉綺文：舊建築再利用中歷史與文化的醒思—以台北之家與紅樓劇場為例 淡江大學 2005.06
- 15) 黃仁志、夏鑄九：消費社會中的古蹟再利用—台北市的案例 台湾大学 2006.01